

個人事業者等の健康管理に関する ガイドラインの策定について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 産業保健支援室 室長補佐 なつい 夏井 ともき 智毅

厚生労働省は令和6年5月28日、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を策定・公表しました。

このガイドラインは、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者（以下、「注文者等」という）が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促すものです。

このガイドラインでいう「個人事業者等」とは、事業を行う者のうち労働者を使用しない者及び中小企業の事業主又は役員であり、建設業のいわゆる一人親方も含まれます^{*1}。

本稿では、ガイドライン策定の経緯や概要を、読者の皆さまにご紹介します。

※1 雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法（昭和22年法律第49号）上の「労働者」であるかどうか判断されることとなります。「労働者」に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず、「労働者」として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令が適用されることに留意してください。

1. ガイドライン策定の経緯

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」（同法第1条）ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として、さまざまな施策を講じてきました。

こうした中、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下で、デリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところです。

一方、石綿作業従事者等による国家賠償請求訴訟、いわゆる建設アスベスト訴訟の最高裁判決では、労働安全衛生法第22条（事業者による健康障害防止措置に関する規定）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされました。厚生労働省ではこれを受けて、同条に基づいて定めている「有害性」に係る関係省令の規定について、労働者以外の者についても必要な保護の対象とするための改正を行い、令和5年4月から施行しています。

この改正省令について検討を行った「労働政策審議会安全衛生分科会」では、労働安全衛生法第22条以外の規定について、労働者以外の者に対

する保護措置のあり方等を別途検討することとしました。また、個人事業者、中小企業事業主等についても、業務上の災害が相当数発生している状況があることから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者や労使関係者による「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」で、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方が、令和4年5月から同5年10月まで議論がなされました。

この検討会では、危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）、危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）、危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）の三つの論点について、図-1のように検討結果がまとめられています。

このうち、本稿でご紹介するガイドラインは論

点3に対応するものです。論点2については、労働安全衛生規則等の改正により、危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第20条等に関する作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施することが、令和7年4月から事業者には義務付けられます。

そして、論点1への対応については現在、労働政策審議会安全衛生分科会で検討が行われているところです。

2. ガイドラインの基本的な考え方

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方について、前述の検討会では、労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書の概要

< 論 点 >

論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

論点2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

- 危険有害な作業（機械等を使用する作業等）の一部を個人事業者に請け負わせるときは、労働者に対するものと同等の保護措置を事業者に求めることを検討

論点3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

- 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス事案の把握方法等
- 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方等

< 検 討 結 果 >

- 個人事業者等の業務上の災害に関する報告制度の創設
- 個人事業者等による措置
 - 規格を具備しない機械等の使用禁止
 - 危険有害作業における安全衛生教育の受講の義務付け等
- 注文者（発注者）による措置
 - 個人事業者等への注文時に安全衛生上配慮すべき措置内容の明確化
 - 個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者による措置
 - リース機械等を貸与する者に対する災害防止措置の対象を個人事業者にも拡大等

- 安衛法22条以外の危険防止措置関係規定について、事業者による「事故時等の退避」と「危険箇所等への立入禁止等」の措置対象に個人事業者等も追加（省令改正）
- 上記以外の「作業に必要な保護具の周知」や「作業方法の周知」等の措置については、個人事業者等による災害発生状況を踏まえ、必要性を精査した上で省令改正

- 個人事業者等による過重労働、メンタルヘルス事案の報告制度の創設
- 個人事業者等自身による、定期的な健康診断の受診やストレスチェックの実施、またその結果を踏まえた対応を勧奨等（ガイドライン・通達）
- 個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、発注者等による期日設定などに関する配慮等（ガイドライン・通達）

※共通事項として「個人事業者等」の支援策も検討

出典：令和6年4月26日第161回労働安全衛生審議会安全衛生分科会資料5-1

図-1 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書の概要

行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきである、という基本的な考え方を打ち出しています。

ガイドラインも、この考え方の下、「個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、個人事業者等が各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことを基本」としながら、「注文を受けて仕事を行う場合には、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、個人事業者等が自らの健康を適切に管理するためには、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが同時に重要になる。また、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては事業継続の観点からも望ましい」としています。

3. 個人事業者等が自身で実施する事項

ガイドラインでは、個人事業者等に対して、利用可能な各種支援を活用しながら行ってほしい事項を掲げています。以下、誌面の都合上、筆者がその概要をまとめました。

(1) 健康管理に関する意識の向上

心身の健康に配慮した働き方、生活習慣の改善等についての知識を深め、心身の健康の保持増進に努めること。

(2) 危険有害業務による健康障害リスクの理解

健康に影響を及ぼすおそれのある危険有害業務に従事する場合には、あらかじめ当該業務による健康障害リスクや健康障害を防止するために必要な対策についての知識を得ておくこと。

(3) 定期的な健康診断の受診による健康管理

労働安全衛生法の一般健康診断を参考にして、1年に1回、定期的に健康診断を受診すること。

労働者であれば、特殊健康診断等が必要となる危険有害業務に常時従事する場合は、これらの健康診断と同様の頻度で、同様の検査項目による健康診断を受けること。健康診断において異常の所見が認められた場合には、精密検査や医療機関を受診するとともに、仕事のペースの見直しなど業務による健康障害を防止するために必要な措置を講じることが重要であること。

(4) 長時間の就業による健康障害の防止

自らの就業時間を把握して長時間になりすぎないようにすることが重要であること。その際、一般の労働者に適用される時間外労働時間の上限規制を参考にして、就業時間を調整することが望ましい。

長時間の就業によって疲労の蓄積を感じる場合は、医療機関を受診する又は医療保険者や自治体の実施している健康相談等を活用するとともに、仕事のペースの見直しなど業務による健康障害を防止するために必要な措置を講じることが重要であること。

(5) メンタルヘルス不調の予防

メンタルヘルスについて日頃からセルフケアに努めること。定期的に、ストレスの状況を自身で確認することが重要であること。ストレスが高いと思われる場合は、医療機関を受診する又は医療保険者や自治体の実施している健康相談等を活用するとともに、仕事のペースの見直しなど業務によるメンタルヘルス不調を防止するために必要な措置を講じることが重要であること。

(6) 腰痛の防止

(7) 情報機器作業における労働衛生管理

長時間の座り作業や運転に従事するときは、これらの作業による腰痛を防止するため、作業姿勢の調整、椅子等の調整、適切な休憩が重要であること。

パソコンやタブレット端末等の情報機器を使用して、データの入力・検索・照合等の作業に従事

するときは、作業場所の明るさやディスプレイ・入力機器の選択・調整、作業台や作業姿勢の調整、作業時間の調整、定期的な情報機器作業に関する健康診断の受診が重要であること。

(8) 適切な作業環境の確保

自らが作業環境を管理できる場所(自宅を含む)で仕事をするときは、その場所の作業環境が適切なものとなるようにすること。

(9) 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

労働安全衛生法上の事業者である注文者から、当該注文者が行う危険有害業務の一部を請け負う場合、労働安全衛生法令に基づき、注文者から作業方法や保護具等に関する必要な措置について周知されたときは、周知された事項を遵守すること。

また、個人事業者等本人を含め作業現場にいる作業者の健康障害を防止する観点から、注文者等が作業現場における安全衛生上の規律を定めるなどの措置を講じる場合は、個人事業者等はこれに協力すること。

4. 注文者等が実施する事項

ガイドラインでは、注文者等に行ってもらいたい事項を掲げています。以下、誌面の都合上、筆者がその概要をまとめました。

また、注文者等は、個人事業者等が注文者等に対して各事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者等との契約の途中解除や契約更新の拒否など、当該個人事業者等に対する不利益な取扱いをしてはならない、としています。

(1) 長時間の就業による健康障害の防止

注文条件等によって、仕事を受ける個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように配慮すること。これには、次のような配慮が含まれる。

- ・週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

と。

- ・発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ・長時間就業が余儀なくされるような短納期での大量発注を抑制すること。
- ・発注の平準化、発注内容の明確化など発注方法の改善を図ること。
- ・個人事業者等の就業時間や日々の業務量を特定する場合には、当該就業時間や日々の業務量が過密になること、作業までの個人事業者等の待ち時間が長時間に及ぶことを抑制すること。

注文者等による注文条件等によって、個人事業者等の就業時間や日々の業務量が特定されることに伴い就業時間が長時間^{※2}となり、疲労の蓄積が認められる個人事業者等から求めがあった場合は、長時間労働者に対する面接指導制度を参考にして、当該個人事業者等に対して医師による面談を受ける機会を提供すること。医師による面談に要する経費は、発注した仕事に必要な経費として、注文者等で負担することが望ましい。

個人事業者等から、医師による面談の結果をもとに、注文者等による注文条件等によって特定されている就業時間や日々の業務量について変更を求められた場合は、必要な配慮を行うように努めること。等

※2 本ガイドラインは、個人事業者等の日々の就業時間を把握することを注文者等に求めるものではありません。なお、労働基準法上の労働者に該当するかどうかは、契約の形式や名称にかかわらず、実質的に使用従属関係にあるかどうかについて、働き方の実態等を勘案して総合的に判断されます。注文者等が個人事業者等の就業時間(稼働時間)を確認したことのみをもって、労働者性が直ちに肯定されるものではないと考えられますが、日々の就業時間を把握・管理するとともに、仕事の遂行方法について具体的な指揮命令を行ったり、把握した就業時間に応じて報酬額を査定したりする場合には、実質的に使用従属関係があるとして、労働者に該当すると判断される場合があります。

(2) メンタルヘルス不調の予防

個人事業者等のメンタルヘルス不調を予防する観点からも、(1)の事項を実施すること。個人事業

者等に対するハラスメントを防止するなど、メンタルヘルス不調の予防に取り組むこと。

(3) 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等

個人事業者等に対して、安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供について配慮すること。

個人事業者等が安全衛生教育・健康診断を適切に受講・受診できるよう、自らも行う仕事の一部を個人事業者等に注文する場合や個人事業者等に注文する仕事の安全衛生について、「注文する危険有害業務の内容、当該業務による健康障害リスクや健康障害防止対策に関する情報」、「当該業務を行う際、労働者であれば受講が必要となる特別教育や受講することが望ましい安全衛生教育」、「当該業務を常時行う際、労働者であれば受診が必要となる特殊健康診断等や受診することが望ましい健康診断」を把握している場合は、これらを情報提供すること。等

(4) 健康診断の受診に要する費用の配慮

注文者は、労働者であれば特殊健康診断等が必要となる危険有害業務を個人事業者等に注文する場合には、個人事業者等が特殊健康診断等と同様の検査を受診するのに要する費用の全部又は一部を負担するよう配慮すること。

注文者は、個人事業者等に注文する際又は注文後において、当該仕事に要する個人事業者等の作業時間が契約期間で平均して1週間につき40時間程度となることを見込まれ、かつ、期間が1年以上である契約又は一つの契約期間が1年に満たなくても、更新等により、繰り返し契約を締結し、各々の契約期間の終期と始期の間の短時日の間隔を含めて通算することで1年以上となる契約である場合には、当該個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を当該注文者にて負担することが望ましい。

(5) 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

注文する仕事の性質により、個人事業者等の就業場所を注文者等が特定する場合、当該注文者等は、適切な気積（面積×高さ）の確保、換気の実施、適切な温度の維持、適切な照度の確保、便所の設置など適切な作業環境を確保すること。等

5. 団体等に期待される取組

ガイドラインでは、各業種・職種の個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等に対して、個人事業者等及び注文者等がこれらの取組を円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待されています。また、ガイドラインを参考に、それぞれの業種・職種の実情や商慣習に応じた具体的内容や追加事項を示した業種・職種別ガイドラインを、必要に応じて策定することも推奨しています。

6. おわりに

本稿では、ガイドライン策定の経緯や概要についてご紹介しました。なお、ガイドライン全文やリーフレット、Q & A は二次元バーコードをご覧ください。→



国は、本ガイドラインの周知啓発とともに、個人事業者等の健康管理に活用できるツールの提供、労災保険に特別加入している個人事業者等に対する産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる支援、団体等への情報提供等、個人事業者等の健康管理を支援するための取組を行ってまいります。